

## 梅川文男研究（3）

### ―戦前の部落解放運動とプロレタリア文学―

尾西 康 充

#### 【要旨】

本稿は「梅川文男研究（1）——プロレタリア詩人、堀坂山行の軌跡——」（『人文論叢』第一八号、二〇〇一年三月）、「梅川文男研究（2）——プロレタリア詩人、堀坂山行の淡路時代——」（『人文論叢』第一九号、〇二年三月）の続稿である。

梅川文男は戦前、堀坂山行というペンネームを使って文学作品を創作していた。本稿では、それら作品の内、被差別部落をテーマとする文学の可能性を論じた「部落民文学について」（『詩精神』第一巻第一号、三四年二月）を取り上げて、彼の主張を検討する。

#### 序

戦前の松阪は水平社運動を中心とした無産主義運動の激戦地であった。全国水平社（全水）三重県連合会の上田音市らは、部落解放運動を階級闘争や社会主義政党の立場や利害に従属させ、社会主義革命によって部落解放が実現すると考える全国水平社解消闘争委員会に加わっていた。その方針に従って全水三重県連は、日本労働組合全国協議会（全協）や全国農民組合全国会議派（全農全会派）などの非合法的地下運動と連携、共産主義的色彩を濃くしていた。

一九三四（昭和九）年五月二四日から三日間、全国控訴院の思想係検事と地方裁判所次席検事が司法大臣官邸協議室に集まって思想事務会合

が開かれた。小山松吉司法大臣の訓示に続いて、木村尚達刑事局長が議長となつて、控訴院思想係検事による思想運動の現勢報告、諮問事項の協議があつた。東京、大阪の次に名古屋の原田松雄が名古屋控訴院管内の情勢を説明、彼の発言には当局が松阪の水平社運動をどのように見ていたのかを知ることが出来る重要な内容が含まれている。やや長くなるが、その部分を引用しよう。

尚ほ名古屋控訴院管内で今一つ御報告申上げて置きたいと存ずるのは三重県に於ける水平運動の傾向であります。三重県に於ける水平運動の中心地は松阪市でございます。松阪市は人口が三万四千あるのでございます。然るに其市民の中の五千五百九十八名と云ふものが所謂部落民であります。市民の一割五分を部落民が占めて居るのでございます。此部落民は松阪市の中の日野町東岸江西岸江と云ふ一廓に蟠居して居ります。而も小さい家を無秩序にごて建てて其中に多数住んで居るのでございます。屢々そこに出入りして居る者すら時には人の家を訪ねて行くのに間違つてしまふことが往々にあるやうに無秩序になつて居るさうでございます。其生活程度は非常に低いのであります。随つて従来一般民衆から甚だしく賤視せられて居つたのでございます。大正十一年でございましたか全国水平社が結成せらるると同時に、此日野町二丁目を中心と致しまして

全国水平社三重県本部を結成し爾来水平運動に熱心であつたのでございます。此部落は部落民等つて一般民衆に対して反感を持つて居りますので漸次水平運動の盛んなると共に部落民全部が之に加担するやうな傾向になつて来たのであります。而かも水平運動は御承知の通り行詰りを来したのでございます。そこで三重県水平社も又従来の運動を継続して行くことが出来ず階級運動或は階級解放運動に解消するの傾向となつて、松阪市に於ける水平部落の者が主宰となつて農民組合を組織し遂には全協系の労働組合を造つて、農民運動乃至は労働運動の如きも此水平部落民を中心として起るやうになつたのでございます。斯の如くして三重県に於ける階級運動は松阪市の水平社が中心となつてしまつたのでございます。全協系の労働組合と左翼の団体は殆んど全部が松阪市の日野町に其本部を有するのでございます。斯様な次第で党同盟の組織も自然此水平運動、水平社の社員を母体として参りました左翼の農民組合若くは労働組合の線に沿つて組織されることになつて居ります。之に対しまして昨年来弾圧を加へまして漸く其組織を破壊して居るのでございませう。

〔昭和九年五月思想事務会同議事録〕

現代の人権意識からすれば、右の発言は決して許されるものではない。本来引用するものはばかられるのだが、時代背景を知る手がかりにするために、あえて引用することにした。

梅川文男が解放運動に従事するようになったのは、彼が松阪市立第二小学校で代用教員をしていた頃、生徒のなかにあまりに貧しい身なりをした子どもがいたことに心を痛めたからであつた。彼らはみな被差別部

落に住んでいた。控訴院検事が指摘するように、市民から賤蔑されていた松阪の水平社グループが中心となつて、県内の全協系労働組合や全農全会派農民組合との連携を深めて階級闘争を推し進めた。それらは当時非合法とされた日本共産党の指導を受けていた組織であつたために、当局から激しい弾圧が加えられた。三三年には三重県で三・一三事件が発生し県内全域にわたつて一斉検挙が行われた。その結果、水平社グループの人々は根こそぎ検挙され、厳しい取調を受けて転向を表明するものも出てきた。創立時から県内の水平社運動を指導し全国的にも名を馳せていた上田音市ですら、一ヶ月の留置場生活を送る間に転向したという噂も流れた。転向問題に意を注いでいた当局の態度を知るために、先に引用した控訴院検事の発言の続きを見よう。

此部落民の一般民に対する反感は延いて官憲に対する反感となつて居るのでございます。部落民殆んど全部が所謂階級意識に目覚めて居るのではないかと思はれる程でありまして、折角転向して居る者も家に帰してやるのは却つて非常に危険が伴うのでございます。此保護方法に付いて検事は常に困難を感じて居るやうな次第でございます。此三重県に於ける部落民、之を如何にするか又部落民の犯罪を如何に為すべきかと云ふことに就きましては深甚なる考慮を要すべき事柄ではあるまいかと信じて居る次第でございます。

この発言によれば、転向して釈放された者でも、住民のほぼ全員が「階級意識」に目覚めたやうな被差別部落に帰れば、再び運動に復帰する「危険」が伴うという。彼らにとって自分が生まれ育つた土地は、そこに帰れたからといって決して心安らかに過ごせる場所ではなく、差別

を克服するためにひたすら闘争するしかない場所であった。当時インテリ出身の運動家が転向した後、故郷を懐かしんだり、思想犯ゆえ故郷の人々に受け入れてもらえない嘆きを洩らしたりしたようなセンチメンタルな心情とは無縁であった。

三・一三事件によって壊滅的打撃を受けた組合を、梅川が再建しようとしたとき、惜しみなく協力したのは被差別部落の人々であった。『日本農民運動史』によれば「昭和八年の弾圧後の全農県連再建運動は兵庫県連淡路島より刑を終えて帰郷した梅川文男氏と日野町二丁目、東・西岸江、花岡の人びとによって行われた」という<sup>①</sup>。このように闘争の最前線にいた梅川は「部落民文学について」という評論をプロレタリア詩雑誌「詩精神」(第一巻第一号、三四年二月)に発表している。組織再建活動のかたわら「堀坂山行」というペンネームを用いた詩や評論作品を執筆していた。「部落民文学について」の冒頭、最近はじめて島崎藤村の「破戒」を読んだといい、「一九〇五年頃の『破戒』に迫るやうな作品が、何故、現在ないかを考えざるを得なかつた」とする。その言葉には水平社運動に従事しながら創作の筆を執っていた梅川の実感が込められている。日本近代文学の限界の一つについての確な指摘をすることからはじめられた彼の評論作品につきを検討しよう。

## 一

「部落民文学について」では、なぜ「破戒」に続く作品が生まれなかつたのかという問題提起にもとづいて、まず林房雄の「お答へ申します」(「文藝通信」第二巻第七号、一九三四年七月)が取りあげられる。当時、林が「文藝」に連載していた小説「N男爵の平凡な半生」に対して、舟

橋聖一、矢崎弾、板垣直子らが辛辣な批評を寄せたことから、それらに反論する目的で「お答へ申します」が発表された。「何か不確実なもの」を感じさせる(舟橋)、「詩もなく唄もなく感傷もない」(矢崎)、「興味本位」(板垣)という評言に対して、林は「ある華族の自伝をもととし、現代社会の一類型でありながら、しかも作家たちが手をつけようともしない日本の貴族を描きださうと試みた」のが「N男爵の平凡な半生」であるという。そもそも「作者に、歴史家の眼と科学者の分析がなければ、手をつける気さへおこらない題材」を扱ったとするのである。

このような林の反論に着目して、梅川は「この貴族と対蹠的な地位」にある「被圧迫部落民」を描こうとすれば、やはり林が指摘するような「歴史家の眼と科学者の分析」がなければならぬと述べる。では、それらを持つていないはずのプロレタリア作家は、なぜそれを描かなかつたのか——。梅川はその原因をつぎのように推定する。

おそらく、その第一の原因は、この国<sup>国家</sup>政治運動の水平運動、ひろげて言へば部落民運動に対する軽視、その特殊性の認識不足であらう。

第二は、水平運動それ自身の、第一の原因と相俟つての行詰まりと衰頹であらう。

第三は被圧迫部落民の大多数が、貧農中の貧農であり、都市にあつては細民である。故に、その特殊性が抹殺され、貧農一般、細民一般の中に解消させられた。

これは吾々の側の作家、詩人の被圧迫部落民への関心と、正しい認識を阻害した。部落民を單純に貧農一般、細民一般に解消してはその歴史的、社会的特殊性を割り切ることはできない。

梅川によれば、プロレタリア作家が被差別部落を描かなかった理由は、日本社会において水平社運動が軽視されてきたこと、被差別部落の「特殊性」が十分に理解されず、また水平社の内部でも「特殊性」の認識が不足していたことから運動が行き詰まったのだという。さらに水平社が階級闘争に踏み出し、農村の貧農や都市の細民に対して階級的連帯を求めたために、かえって自分達の政治的目標——支配権力によって押し付けられた「歴史的社会的特殊性」を打破することが曖昧になったとす

る。

三重県部落解放運動史に詳しい黒川みどり氏によれば、全水三重県連が加盟した全国水平社解闘争委員会の行動綱領からは「けっして差別問題を軽視するものでなかったことが見てとれるが、にもかかわらず、その課題は労働組合・農民組合に託されていた」という。実際に労農水が連帯した共同闘争委員会が設置され、その実効性が発揮されたケースもあったために水平社のなかに「楽観論が支配」した側面があったという<sup>5)</sup>。

このように推定したうえで、つぎに梅川は「文学建設者」創刊号に発表された島田和夫（一九〇九〜四五）の小説「草履」を取りあげる。「文学建設者」は橋本正一や金親清、田中英士らが中心となって一九三四年二月に創刊、「あばけ、生ける現実の一角、一角を。いさゝかも甘皮を被せることなく」（創刊の言葉）という徹底的なリアリズムを目指してナルプ解体に伴うプロレタリア文学の沈滞を打破しようとした。この雑誌には梅川も「燻つてるぞ！」という詩を発表している（第一巻第五号、三四年六月）。

島田の「草履」は、H市の被差別部落に住む村山常吉・しまの老夫婦が主人公である。彼らには一人息子・一郎がいたのだが治安維持法違反

の容疑で投獄され、生計を立てるための草履作りにもあまり身が入らない。その頃市議会議員選挙があり、H地方無産党から太田為蔵が立候補した。三二歳の太田は石炭を荷揚げする沖仲士の出身で、被差別部落の人々が多数加入していた「塵芥取人夫」「馬車挽」組合の会長を務めていた。部落にある正専寺の本堂で開催された太田の演説会では、弁士が部落解放を声高に叫び、立錐の余地もないほどの大盛況となる。しかし常吉は恐ろしい形相で「一郎は、太田どもの仲間ぢやねえ。それが証拠にや、無産党の奴等ア誰一人やつて来んじやねえか！」という。——

「倅が監獄に入つても、太田たちの無産党は振り向いてもくれなかつた」からである。小説では詳しく描かれていないが、彼の言葉からは、非法の無産主義政を支持するか、支持しないかをめぐってH地方水平社の内部で意見の対立があったことを想像させる。

そして時は過ぎ、小説の舞台は初夏から初秋へと移る。生き甲斐としていた息子がまだ帰らず、常吉はますます仕事に集中できなくなる。獄中から手紙が届き、自分は健康であること、「鈴木」から衣類や書籍、金の差入れがあったことが書かれていた。一郎が手紙で触れた「鈴木」とは、同じ村の出身者で今は町で靴工場を経営している男であった。かつて一郎が木材工場の争議で臧首になり、続いて鋳物工場でも争議によって臧首され失業していたとき、自分の工場で働かせてくれたことがあった。

しまは、常吉が手紙を読み終わると、鈴木の意外な親切を心から感謝するやうに、涙をいっばい堪えて言った。

「なあお父つあんや。やつぱり、地の者でないことにや」

だが、常吉は女房の泣いてゐるのが腹立しかつた。彼は口を歪め

て、嘲るやうに冷たく笑つて、

「ふん。地の者も人間によりけりだよ」と言つた。

この冷笑を交えて語った常吉の言葉に、梅川は強く共感する。そこに部落問題の難しさ——「歴史家の眼と科学者の分析力」を持っているプロレタリア作家ですら創作の筆を執らなかつた第四の原因があると考えられる。

作者は「彼は口を歪めて嘲るやうに冷たく笑つて、ふん。地の者にもよりけりだよ」と部落内に於る矛盾——同じ身分制の重圧のもとにありながら、その内部に対立する階級層が存在してゐる——を鋭く描いてゐる。この矛盾、特殊性、こゝに被圧迫部落民を描くことの困難さがある。農民小説や詩が、その対象の複雑さの故に多くの困難を伴ふ、より以上の困難さがある。この困難さこそは、部落民を対象とした作品の生れなかつた第四の原因ではなかつたか？

被差別部落の内部にも階級差があり、それに伴う差別がある——梅川はその現実を、プロレタリア作家が被差別部落を描かなかつた原因の四番目として数える。作家にとって、被差別部落に内在する「複雑多様な特殊性」に対する正しい認識を持つことが必要であり、それができてはじめて「破戒」を遙かに凌駕する傑作が生まれる。梅川は「部落民文学について」の結論として、「われわれの側の作家のみ」がそれを実現できるとし、「真にすぐれた被圧迫部落民文学は、同時に真にすぐれたプロレタリア文学であろう」と述べる。水平社運動が無産主義運動の階級的連帯において労農との連携を試みながらも、差別の問題が一向に解

消されないことを知悉し、「複雑多様な特殊性に対する正しい認識」にもとづいて描かれた文学作品が一般大衆に広く読まれることで、それを克服する可能性が得られると考えたのである。

## 二

梅川の批評に対して、島田和夫は「堀坂氏の感想文に対する感想」という一文を「詩精神」(第二巻第二号、一九三五年二月)に寄せている。島田は「僕の『草履』など取りあげてもらつて寧ろはずかしい代物」であるとし、梅川の「部落民文学について」を褒めて「この種の文章は、おそらく堀坂氏のこれが最初であらう」という。その反面、島田は自分の小説を「全く失敗の作」だとする。作品の最後に常吉が天井を睨んで大粒の涙をこぼす場面がある。警察から釈放されてきた青年に、なぜ息子を見捨てて先に帰ってくるのかと怒号を発する。一郎ならそんな不人情なことはしないといて殴りつけるうちに、次第に興奮が収まり淋しい気持ちに襲われて思わず落涙する。島田は、その涙の意味を十分に思慮しないまま、感傷に流されてラストシーンを描いてしまったという。

恥かしい話だが、あの涙は未熟な作者が対象に負けて思はずこぼした感傷の涙でしかないのだ。そこにこの作品の失敗たる所以がある。これは逆説的にひびくかも知れないが、長い屈辱の歴史を背負つてきた部落民に、あんな感傷的な涙があり得やう筈がないだろう。

島田によれば、同情や共感などの感傷によっては、とても描き切るこ  
とができない——被差別部落を描くことの困難は「実にこゝ」にある。  
どんな物語の展開になろうとも決して感情に流されることのない分析力  
を、歴史と科学の正しい認識から摂取しておくことが必要になるという。  
ナルプに属した島田はこの後、漁村を舞台にした小説「四壁暗けれど」  
（『文学評論』、三五年一月）や「漁火」（同誌三六年一月）などの作品を  
著す。他方、梅川は実は、島田の作品を批評する直前に、被差別部落を  
描いた小説「酒」（『詩精神』第一巻第九号、三四年一〇月）を発表し  
ていた。鋭い批評眼を見せた梅川が、自信はどのような「部落民文学」  
を創作していたのか、それを「酒」に見てみよう。

全農三重県連合会常任執行委員で全水三重県連合会執行委員の筧重二  
は、いつも会合が開かれる二〇分前に出席する。その時間を利用して、  
若い同志に闘争経験を語って聞かせるのである。今日の話題は二、三日  
前に発生した「一寸変った差別事件」。ある晩、被差別部落の男達が居  
酒屋に集まって酒を飲んでた。するとそこに岡山長吉がやってくる。  
長吉は毎朝三時から働く真面目な農民なのだが貧しくなるばかり、妻も  
三人逃げられた。不幸続きの彼にさらに災難が襲う。四ヶ月前、大阪か  
ら帰ったばかりの男に騙されて売上金を詐取されてしまうのである。そ  
こで長吉は、その男と同じ被差別部落の出身であった居酒屋の男達に復  
讐を企む。酒をおごって飲ませ、泥酔が近づいた頃になって、つぎのよ  
うな雑言を浴びせた。

—— あんたらは水平社やな。

—— ううう、ん

惣一が、今更改まって、妙なことぬかすと思つたが、面倒やから暖

味な返事をした。いつもならピンとくるんやが、ぐなくぐや、全く  
酒のみでだらしが無いからのう。

男達が泥酔しているのをよいことに、長吉は言いたい放題、差別意識  
を剥き出しにして語る。

—— これは明らかに君等の増長ぢや。つけあがつとる。昔のこと  
思つたら、今の世の中に感謝して、もつと遠慮せんらん。アルコー  
ルでもやくしとる頭へも、こゝまで言はれたら一寸は反応ある筈  
や。まあ、太平洋の真中に、小さな空気袋突きこんでみる程度やろ  
けど。

居酒屋で長吉の話を持ち聞きした青年がすぐに筧重二の許に走り、差別  
事件の発生を急報する。現場に駆けつけた筧は長吉が話すの止めさせる。  
しかしそれと同時に、長吉の話に相づちを打ちながら聞いていた男達の愚か  
さには心底あきれ果ててしまう。筧は「わしも水平運動はじまって以来、  
差別事件の徹底的糾弾闘争には随分関係したが、こんどのやうに、酒で  
盛り潰して、その上差別するなんて念の入った事件ではじめてや」とい  
う。長吉は普段から賤蔑していた被差別部落の男に、まんまと詐欺をさ  
れてしまったことが口惜しくて仕方なかったのである。貧しい農民から  
金をだまし取ろうとする醜さ、酒に負けてしまう心の弱さ、相手に理非  
が分からなくなつてから本音を話し出す狡さ——この小説には人間の  
内部に棲む様々な〈魔〉が描き出されている。そして梅川は結論として、  
貧農のなかに被差別部落の人々に対する差別観が根強くある以上、農民  
組合と水平社が連携することが極めて難しいという現実を伝えている。

## 結

梅川は評論や小説作品のなかで、部落差別が民衆のなかでいかに根深いものなのかを明らかにしている。貧農や細民と階級的連帯を進めようとする水平社の方針が容易に実現するものではない。それは闘争現場にいた梅川の実感であっただろう。しかし梅川はそれに絶望して手をこまねいていた訳ではない。実際に松阪では水平社グループが中心となって、県内の全協系労働組合や全農全会派農民組合との連携を深めて階級闘争を推し進めていたのである。

島木健作に「黎明」(「改造」第一七巻第二号、三五年二月)という小説がある。三・一五事件以前、日本農民組合香川県連合会書記をしていた島木も水平社との連携は難しいと感じていた。「黎明」では、農民組合書記・太田健造が被差別部落の組織化を試みるのだが、常日頃から彼らを賤蔑していた組合員は強く反対する。太田は「組合内の貧農の部落民にたいする差別観念の打破」が必要であることを思い知らされる<sup>(6)</sup>。被差別部落の歴史的・社会的背景を正確に理解した上で、不当な差別を批判しながら広く読者の心に訴えること、それは島田や島木、梅川の時代から解決されずに今日まで残されてきた(日本文学の死角)ともいえる問題である。

## 註

本論文は拙稿「梅川文男研究(1)——プロレタリア詩人、堀坂山行の軌跡——」(『人文論叢』第一八号、二〇〇一年三月)、「プロレタリア詩人・梅川文男(堀坂山行)とその時代——松阪事件に至るまで——」(『三重大学日本語学』第二二号、〇一年六月)、「梅川文男研究(2)——プロレタリア詩人、堀坂

山行の淡路時代——」(『人文論叢』第一九号、〇二年三月)、「プロレタリア詩人・梅川文男(堀坂山行)とその時代(二)——三・一五事件に至るまで——」(『三重大学日本語学』第一三三号、〇二年六月)、「島木健作と梅川文男(堀坂山行)——「癩」をめぐる——」(『近代文学試論』第四〇号、〇三年三月)、「透谷を嗣ぐ詩人たち——「詩精神」と梅川文男——」(『国文学』第一七六・一七七号合併号、〇三年三月)の続稿である。

また拙稿「プロレタリア詩人——梅川文男のこと」(『学塔』第一〇六号、三重大学附属図書館報、二〇〇〇年一〇月)、「小津安二郎の中学生時代・仄間」(『三重シネマレター』創刊号、〇一年五月)も合わせてご覧いただきたい。

なお引用文中、今日の人権意識に照らして不適切と思われる表現が見られるが、歴史的背景を知るための資料として修正を加えずにそのまま引用した。また旧字体は新字体に改めている。

(1) 刑事局思想部『昭和九年五月思想事務会同議事録』(東京大学社会科学研究所蔵、一九三四年一〇月、四七頁)

(2) 「上田音市氏転向説／悪質のデマと解さる」(『社会運動通信』第一〇七号、一九三三年六月五日)。黒川みどり氏は、上田音市から以下の話を聴き取っている。「特高課長からの誘いを受けて共愛会設立に当初から参加したというが、そこには、特高側が提示する、共産主義によらず合法的に運動を行うならば起訴留保にするとの条件を受け容れることで、刑務所への拘留を免れ、部落の生活権援護のための持続できるとの判断があった」(『異化と同化の間』、一九九九年四月、青木書店、一三八頁)。

(3) 同右、四八頁。

(4) 農民運動史研究会『日本農民運動史』(一九六二年四月、東洋経済新報社、六五〇頁)

(5) 前掲(2)と同書、二三四頁。黒川氏によれば、楽観論が支配的になった

結果、「特殊性」の打破という目標が軽視される傾向が生じたが、それまでの差別糾弾闘争が一般民衆からの孤立を招いていたことを考えれば、全国水平社解消闘争委員会が「身分問題だけでなく民族・性・年齢による平等への配慮の上に立つ『開かれた』運動の方向性を内包」していたのは注目すべき特徴であったという。

(6) 引用は『島木健作全集』第一巻（一九七六年二月、国書刊行会、二五七頁）から行った。